



館総第180号
平成28年3月1日

館山市立中学校生徒の自死といじめに関する第三者調査委員会委員長様

館山市長 金丸謙一



諮詢書

館山市附属機関設置条例（昭和42年条例第13号）第2条の規定に基づき、下記の事項について諮詢いたします。

記

1 謒問事項

平成20年9月に発生した館山市立中学校生徒の自死の全容解明及び再発防止に関する以下の事項

- (1) 生徒が自死するに至るまでに、学校及び学校外において、当該生徒にいじめ等何が起きたのかを明らかにすること。
- (2) 生徒が自死するに至るまでの関係者の対応状況を明らかにするとともに、その対応が適切であったか考察すること。
- (3) 生徒の自死の原因について考察すること。
- (4) 生徒が自死した後における関係者の対応状況を明らかにするとともに、その対応が適切であったか考察すること。
- (5) 前各号によって明らかになった事実及び考察から、再発防止に関する提言を行うこと。

2 講問理由

平成20年9月に館山市立中学校の生徒が自死するという痛ましい事態が発生しました。

亡くなった生徒に対しては、いくつかのいじめに該当する行為があったことが明らかになっていますが、生徒が亡くなった後に中学校が全校生徒を対象に実施したアンケート調査では、いじめと自死の間に関係があるかどうかについては判明しませんでした。

平成24年11月、自死の原因及びいじめの事実を知りたいというご遺族の強い思いに応えるべく、当時の同級生・在校生等を対象として市教育委員会が再度アンケート調査を実施しましたが、いじめと自死の関係については明らかになっておりません。

一方、平成26年9月のいじめ防止対策推進法の施行後も、全国で児童生徒がいじめを原因として自死したとされる事態が繰り返し報道されており、いじめをなくす取組が行われています。当市においても、いじめの防止は優先的に取り組むべき重要な課題であると認識しております。

以上の状況に鑑み、生徒の自死の全容解明及び再発の防止につき、調査・審議の上でご報告いただきたく、諮詢いたします。